**手続きの流れについて**

①交付申請書の提出

　⇒**売買契約を結ぶ前に**交付申請書を提出していただきます。

　添付書類：⑴見積書(１社)の写し及びカタログ、⑵前年分の確定申告書類一式(法人の場合は決算書一式)、⑶市税の完納証明書(税務課で取得)、⑷登記事項証明書(法人の場合)、⑸誓約書

②交付決定通知が届く

　交付が決定した場合、市から交付対象者様へ交付決定通知書が郵送されます。

③着手届の提出（添付書類：売買契約書）

　⇒業者と売買契約を交わしたら着手届を提出していただきます。

契約書の日付から30日以内に、**契約書を持って**市役所までお越しください。

　注：**契約日は「交付決定通知書」の日付以降**にしてください。

また、注文した機械等には**「令和７年度十和田市新規認定農業者支援事業」**と記載されたシール等を貼ってください。

④納入届の提出（添付書類：納品書）

　⇒機械等が納品されたら納入届を提出していただきます。

納品書の日付から30日以内に、**納品書を持って**市役所までお越しください。その後、現地調査を行い、実際に納品された機械等を確認します。

⑤実績報告書の提出（添付書類：領収書）

　⇒業者への支払いが完了したら、実績報告書を提出していただきます。

領収書の日付から30日以内に、**請求書と領収書を持って**市役所までお越しください。

また、この際にハンコを持ってきていただくと、その後の手続きがスムーズに進みます。

※全額支払い済みの領収書が必要となります。ローン返済は不可です。

⑥交付請求書の提出

⇒実績報告完了後、交付確定通知が届きますので、その日以降に補助金の交付請求を行っていただきます。補助金のお支払いまでには請求から２週間程度を要します。

　注：業者への支払いは年度内の一括交付に限ります。ローン等は認められません。

※手持ち資金での支払いが難しい場合は、補助金を**前払いすることも可能**です。前払いをご希望の際は、お支払いまで２週間程度時間を要しますので**、お早めにご相談ください**。

⑦状況報告書の提出

　⇒事業実施年度の翌年度から起算して３年間、毎年３月25日までに成果目標の達成状況を報告していただきます。毎年10月頃に市から対象者の方へ提出案内を行います。

本補助事業に関する帳簿および書類一式については、交付後５年間は保管して下さい。

十和田市農林畜産課

TEL：0176-51-6741(直通)